

熊取町長 殿

次のとおり、被保険者の世帯の収入を申告します。

申請者	氏名		被保険者との続柄	
	住所	電話 ()		
被保険者	氏名		被保険者番号	
	住所	電話 ()		
① 働いて得た収入 (有 ・ 無)				
氏名		勤務先名称/ 所在地/電話番号	前年の収入	
仕事の内容			総収入	- 必要経費
			円 -	円 = 円
			円 -	円 = 円
			円 -	円 = 円
② 年金・恩給等の収入 (有 ・ 無)				
受給者の氏名		年金・恩給等の種類	受給額 (年額)	
③ 仕送り・間貸し等その他の収入 (有 ・ 無)				
内容		収入金額	年額	円
④ 収入を得られない理由				

その他控除対象費用 (前年の世帯合計額)

控除対象費用内容	月	月	月
社会保険料(健康保険料、雇用保険料、介護保険料、国民年金・厚生年金等の保険料)	円	円	円
医療保険の本人負担額	円	円	円
介護保険の利用者負担額	円	円	円

*収入のない方も必ず提出してください。
*記入にあたっては、裏面の注意事項をよくお読みください。

確認者	
-----	--

【記入上の注意事項】

1. 「①働いて得た収入」は、その有無について○をし、有に○をした場合は、次により記入してください。
 - (1) 前年における、あなた(減免を受けようとする第1号被保険者)の世帯全員の収入(給与収入・日雇収入・内職収入・自営業収入など)について記入してください。
 - (2) 材料費等の欄には、収入を得るために必要な材料費代などの経費の総額を記入してください。
2. 「年金・恩給等の収入」は、その有無について○をし、有に○をした場合は、その受給者の氏名・年金などの種類・受給額(年額)を記入してください。
3. 「仕送り・間貸し等その他の収入」は、有無について○をし、有に○をした場合は、仕送り・間貸し代などの収入(年額)を記入してください。

なお、仕送り収入については、送り主の氏名・住所・あなた(減免を受けようとする第1号被保険者)との続柄を記入してください。
4. 「その他控除対象費用」の、収入から控除できるものは次のとおりです。なお、控除にあたっては、前年分の領収書などを添付してください。
 - ・社会保険料(健康保険料、雇用保険料、介護保険料、国民年金・厚生年金等の保険料)
 - ・医療保険の本人負担額(医療保険対象経費のみとし、1ヶ月あたり世帯で24,600円まで)
 - ・介護保険の利用者負担額(介護保険対象経費のみとし、1ヶ月あたり世帯で24,600円まで)
5. 書ききれない場合には、余白に記入してください。また、添付資料として次のものを必ず提出してください。
 - ・年金受給者——年金等の支払通知書等、受給額がわかるもの
 - ・勤労者————勤務先の発行した源泉徴収票または給与証明、給与明細書等
 - ・自営業者——前年所得の確定申告書の写しなどの収入のわかるもの

熊取町長 殿

次のとおり、被保険者及び被保険者の世帯の資産等を申告します。

申請者	氏名		被保険者との続柄	
	住所	電話 ()		
被保険者	氏名		被保険者番号	
	住所	電話 ()		

1. 被保険者（減額を受けようとする人）の被扶養の状況

(1) 他の世帯に属する者の所得税又は市町村民税の扶養控除において

- 扶養親族となっている。
- 扶養親族となっていない。

(2) 他の世帯に属する者が被保険者となっている健康保険その他の医療保険において

- 被扶養者となっている。
- 被扶養者となっていない。

2. 資産の所有状況

(1) 被保険者（減額を受けようとする人）及びその世帯に属する世帯員の所有する国債、地方債、銀行預金その他の金融資産の元本合計額が 350 万円を

- 超えている。
- 超えていない。

(2) 被保険者（減額を受けようとする人）及びその世帯に属する世帯員が居住用以外の処分可能な土地又は家屋を

- 所有している。
- 所有していない。

* 記入にあたっては、裏面の記入上の注意事項をよくお読みください。

確認者	
-----	--

【記入上の注意事項】

1. 介護保険料の減額を受けようとする（受けている）被保険者またはその方と同じ世帯の方について、次のいずれかに当てはまる場合には、減額の適用ができません。

(1) 減額を受けようとする（受けている）被保険者

- ① 市町村民税が課税である場合
- ② 他の世帯に属する者の所得税または市町村民税の扶養控除において、その者の扶養親族となっている場合
- ③ 他の世帯に属する者が被保険者となっている健康保険その他の医療保険において、その者の被扶養者となっている場合
- ④ 国債、地方債、銀行預金その他の金融資産の元本合計額が、350万円を超えている場合
- ⑤ 居住用以外に処分可能な土地または家屋を所有している場合

(2) 減額を受けようとする（受けている）被保険者と同じ世帯の方

- ① 市町村民税が課税である場合
- ② 国債、地方債、銀行預金その他の金融資産の元本合計額が、350万円を超えている場合
- ③ 居住用以外に処分可能な土地または家屋を所有している場合

2. 偽りその他不正な行為により減額を受けたときは、減額を取り消し、減額相当額を返還していただくことになります。

介護保険料減額に係る調査の同意書

介護保険料の減額の可否を決定するために必要があるときは、介護保険法第203条の規定により、貴町職員が必要な資料の提供を求め、又は関係人に報告を求めることに同意します。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

熊取町長 殿

介護保険法抜粋

(資料の提供等)

第203条 市町村は、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。